

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

堺市農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、下記に記載しております経営理念のとおり、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組んでおります。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」といいます。）を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

また、2021年1月に金融庁により改訂された原則に対応し、「お客さま本位の業務運営」をより徹底するため、当組合の「お客様本位の業務運営に関する取組方針」および取組状況の見直しを実施いたしました。

今後、本方針に基づく取組状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため、本方針を必要に応じて見直ししてまいります。

【堺市農業協同組合の経営理念】

J A堺市は、農業振興を通じて、「食」・「農」・「緑」を守り、
かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。

J A堺市は、地域のみなさまとともに生き、
地域のみなさまとの共感の中で、心ふれあう地域づくりに取り組みます。

J A堺市は、高い倫理観と責任感を持ち、
地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

1. お客さまへの最適な商品提供

(1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投信運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客様の多様なニーズにお応えできるものを選定します。

なお、当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則2本文および(注)、原則3(注)、原則6本文および(注2、3)】

- (2) 金融商品の選定にあたっては、次の観点からお客さまの色々な「投資に関する好み」に合った商品を揃えつつ、「選びやすさ」、「長期投資への適性」を考慮し、一定の商品数に絞った『セレクトファンド』により商品提供を行います。 【原則 2 本文および (注)、原則 6 本文および (注 2)】

<セレクトファンド選定基準>

①長期投資

将来の備えに向けて「長期投資」を前提とした投資信託であること。
(テーマ型ファンドでないこと)

②手数料

手数料が良心的な水準であること。

③運用実績

過去の運用実績が相対的に良好であること。

④将来性

これから将来に向けて資産を築いていく資産形成層に向けては過度な分配金を捻出する投資信託ではないこと。

⑤運用体制

運用体制について、外部機関の評価を得ていること。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) お客さまへの商品提案にあたっては、「スタイル診断シート」を活用し、金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客様にふさわしい商品をご提案いたします。

【原則 2 本文および (注)、原則 5 本文および (注 1~5)、原則 6 本文および (注 1、2、4、5)】

- (2) お客さまへの商品提案にあたっては、「重要情報シート」により、当組合の提供する投資信託商品が長期運用を前提としたものであることなど、商品の性質を明確にしたうえで商品提案を実施いたします。

【原則 2 本文および (注)、原則 5 本文および (注 3)】

- (3) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について資料を提供のうえ分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

【原則 4 本文、原則 5 本文および (注 1~5)、原則 6 本文および (注 1、2、4、5)】

- (4) お客さまが高齢の場合等においては、上席者の事前承認や同行対応による勧誘・ご提案、取引約定時における再確認等、お客さまの特性に応じ適切な対応を実施いたします。

【原則 2 本文および (注)、原則 6 本文および (注 1、2、4、5)】

(5) お客さまとの取引内容について定期的なモニタリングを実施し、お客さまへ適正な商品のご提案・販売を行っているか検証しております。

【原則 2 本文および (注)、原則 6 本文および (注 1、2、4、5)】

3. 利益相反の適切な管理

(1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客様の利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

【原則 3 本文および(注)】

(2) 金融商品の販売・推奨にあたっては、「重要情報シート」により、当組合の利益とお客さまの利益が反する可能性とその対処について明確化します。

【原則 4 本文、原則 5 本文および(注 1～5)】

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) お客さまの多様な資産運用ニーズに応じ、適切な提案を行うことができる高度な専門性を有し、誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【原則 2 本文および(注)、原則 6(注 5)、原則 7 本文および(注)】

(2) お客さまへの適切な提案に資する高度な専門性を有する職員育成のため、外部資格取得を推奨しています。 【原則 6(注 5)、原則 7 本文および(注)】

<推奨する外部資格>

- ・証券外務員 2 種 (対象：全職員)
- ・証券外務員 1 種 (対象：全職員)
- ・内部管理責任者試験 (対象：全職員)

(3) 業績評価にあたっては、投資信託商品の売上を対象としておりません。

【原則 7 本文および(注)】

※上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2021 年 1 月改訂)との対応を示しています。